

令和7年

3月市議会定例会議決案

議案会第7号 議決事項の変更について…………… 3

議案会第7号

議決事項の変更について

上記の議案を提出する。

令和7年3月28日提出

提出者	豊橋市議会議員	菅 谷 竜
	同	宍 戸 秀 樹
	同	山 本 賢太郎
	同	川 原 元 則
	同	尾 林 伸 治
	同	鈴 木 みさ子
	同	星 野 隆 輝
	同	松 崎 正 尚
	同	市 原 享 吾
	同	小 原 昌 子

議決事項の変更について

昭和38年会第2号議決（市長の専決事項の指定について）に係る事項の一部を次のとおり変更する。

次の表のように改める。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
地方自治法第180条第1項の規定により、次の事項は市長において、これを専決処分することができるものとする。	地方自治法第180条第1項の規定により、次の事項は市長において、これを専決処分することができるものとする。
記	記
1・2 （略）	1・2 （略）
3 議会の議決を経て締結した工事又は製造の請負契約について契約金額の10分の1の額（その額が <u>2,250万円</u> を超えるときは、 <u>2,250万円</u> ）以内の金額に係る変更契約の締結をすること。	3 議会の議決を経て締結した工事又は製造の請負契約について契約金額の10分の1の額（その額が <u>1,500万円</u> を超えるときは、 <u>1,500万円</u> ）以内の金額に係る変更契約の締結をすること。
4・5 （略）	4・5 （略）

理 由

本案を提出するのは、資材価格の高騰等による社会経済情勢の変化に鑑み、専決処分ができる変更契約の金額の上限を引き上げる必要があるからである。